

建設企業常任委員会資料
2019年（令和元年）6月24日
水道局

## 議案第12号 関連資料 明石市水道条例の一部を改正する条例（案）の概要

### 1 改正の目的

消費税法及び地方消費税法に定める税率（以下「消費税率」という。）の改定に対応できるよう、水道料金等に係る消費税相当額の規定の仕方を見直すほか、水道法の一部改正により創設される事務等に係る手数料を新設するため、条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 消費税相当額の規定の仕方の改正

今後の消費税率の改定への迅速な対応及び事務の効率化を図るため、消費税率にリンクする形の規定とします。

##### ア 水道料金の規定の改正（第23条関係）

（現行）基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額

（改正）基本料金と従量料金の合計額に消費税相当額（合計額に消費税率を乗じて得た額）を加えた額

##### イ 分担金の規定の改正（第40条関係）

水道料金の規定と同様の改正を行います。

#### (2) 手数料の新設

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、給水装置工事事業者の指定の有効期間が定められ、5年ごとの更新制度が導入されることに伴い、指定更新審査及び新規指定審査に係る手数料を新設します。

新規指定審査手数料及び指定更新審査手数料ともに、1件 15,000円

#### (3) その他所要の整備

引用法令の条項移動に伴う規定の整備のほか、所要の整備を図ります。

### 3 施行期日

公布の日。ただし、2の(2)及び(3)の一部は令和元年10月1日。

### 4 他都市の状況

#### (1) 消費税相当額の規定の仕方について

兵庫県下30市町のうち、15市町が消費税率にリンクする形で規定しており、高砂市など5市が同様の規定の仕方に改正予定です。

#### (2) 手数料の新設について

神戸市、姫路市及び加古川市においては、新規指定審査手数料及び指定更新審査手数料ともに1件15,000円で設定予定です。